

○東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科教務委員会要項

〔平成29年7月13日
教授会決定〕

改正 令和2年6月11日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科教務規則第7条に基づき、教務関係の重要事項を審議するため、国際芸術創造研究科教務会（以下「教授会」という。）に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、教授会構成員で、アートマネジメント、キュレーション、リサーチの区分から選出された者各1名で組織する。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び授業計画に関すること。
- (2) 授業科目の実施に関すること。
- (3) 試験、履修及び単位認定に関すること。
- (4) 学生の履修指導に関すること。
- (5) 学位論文等審査に関すること。
- (6) その他教務に関すること。（入学試験及び学生生活に関する事項を除く。）

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条に規定する委員の中から互選により選出する。

2 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 委員長は、会議を招集して議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 専門の事項を検討するため必要があるときは、委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、千住校地事務センター教務係において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成29年7月13日から施行する。

2 この要項施行の後、最初に教務委員長に任命された者の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和2年6月11日から施行する。